

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（案）について

【番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づく条例の制定】

平成 28 年 1 月 1 日から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、社会保障・税番号制度が始まります。

本条例（案）は、番号法に規定されている「個人番号の利用、特定個人情報の提供」を可能にするために必要な条例であります。

1 条例 制定の概要

① 条例制定の意義（特定個人情報の利活用のための措置）

個人番号は、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

このような複数の個人情報を繋ぐ役目の個人番号の取扱いに不正があると、個人のプライバシー等を侵害するおそれを有するため、番号法では、特定個人情報について厳格な保護措置が講じられています。

番号制度では、行政運営の効率化および国民の利便性向上のために導入されるものであり、個人のプライバシー等を保護しながらも、個人番号を利活用して、番号制度が目指す効果を発揮していくことが求められます。

番号法では、条例制定を行うことで、番号法に法定された利活用範囲よりも広く個人番号を利活用できるように定められています。

これによって、番号法に定めのない地方公共団体それぞれの独自事務（福祉・保健・医療その他の社会保障、地方税、防災、その他これらに類する分野の事務）でも、個人番号を利用することができるようになるわけです。

このように、個人番号を利活用し、行政運営の効率化および国民の利便性向上という番号制度の効果をより発揮するために、番号法に基づいた条例制定を行うものであります。

② 番号法上の個人番号の利用や特定個人情報の提供の規定

○ 番号法 9 条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の範囲と規定していません。

☛ 番号法別表第 1 に掲げる主体が、同表に掲げる事務（法定事務）において利用する場合（番号法 9 条 1 項）

☛ 地方公共団体が、条例で定める事務（福祉、保険、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務）において利用する場合（番号法 9 条 2 項）

☛ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（番号法 9 条 3 項）

○ 番号法 19 条においては、各号に掲げられた場合を除いて特定個人情報の提供が制限されています。その各号のうちでは、7 号に規定する別表第 2 に掲げる特定個人情報の連携が認められているほか、9 号には、同じ地方公共団体内の他の機関（例えば、市長部局→教育委員会）へ特定個人情報を提供する場合に、条例を制定すれば、認められます。（番号法 19 条 1 項 9 号）

番号法参照条文（抜粋）

（利用範囲）

第 9 条 別表第 1 の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第 3 項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

【別表第 1】（一部抜粋）

（上欄）

（下欄）

八 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの

（特定個人情報の提供の制限）

第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない

(略)

7 別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(略)

9 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

【別表第2】(一部抜粋)

(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)	(第4欄)
十一 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの		

2 笠間市の番号条例（案）の概要

○ 笠間市が制定する番号条例（案）について、その構成を示します。

① 番号条例の構成

○ 笠間市の番号条例の構成を、以下のとおり示します。

条	内容	説明
	条例名	条例の名称を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」とします。
①	趣旨	番号法第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用や番号法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定める旨を規定します。
②	定義	条例に用いる用語の定義を規定します。 用語の定義は、番号法において使用する用語の例によるものとします。
③	市の責務	市の責務を規定します。 個人番号の利用や特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとします。
④	個人番号の利用範囲	番号法第 9 条第 2 項に基づく個人番号利用範囲を定めます。
⑤	特定個人情報の提供	番号法第 19 条第 9 号に基づく各執行機関の間における特定個人情報の提供について規定します。
⑥	規則への委任	その他必要な事項があった場合を想定し、規則で定めることを規定します。
	附則	条例の施行期日を規定します。